

## 第一章 はじめに

- デジタル時代を見据えたデジタルガバメントは国と地方が二人三脚で取組を進めることによって大きな効果を発揮するが、特に、住民に身近で多くの手続の窓口となる地方公共団体が果たす役割は大きい。
- これまで押印見直しに取り組んだことのない地方公共団体に加え、見直しを行った経験のある団体においても、更なる押印の見直しを依頼。

### 本マニュアルの趣旨

- 地方公共団体が押印の見直しを実施する際の参考となるよう、地方公共団体において国の取組の考え方や基準に沿って押印の見直しに取り組む際の推進体制、作業手順、判断基準等を示す。
- ※規制改革・行政改革担当大臣直轄チームの地方公共団体派遣職員が中心となり作成。
- ※今後も、国・地方の取組やユーザーの声などを踏まえ、内容を充実・更新していく。

### 本マニュアルの scope

- 国の法令等において規定されている全手続(住民や事業者から提出される申請等に押印を求めている行政手続や会計手続、人事手続等で押印を求めている内部手続)
- 地方公共団体が条例等や慣行により押印を求めている全手続
- ※今後、書面・対面規制の見直しマニュアルを作成する。

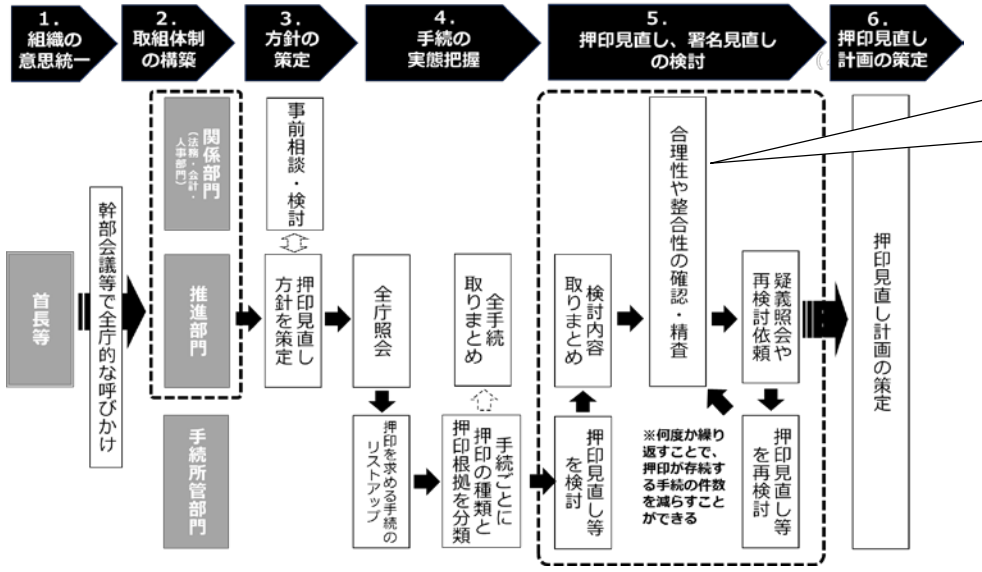
## 第二章 国の押印見直しに係る取組

行政手続14,992手続のうち、14,909手続(99.4%)が押印廃止の決定、または廃止の方向で検討。内部手続307手続のうち、248手続(80.8%)が押印廃止の決定、押印を廃止する予定又は廃止する方向で検討。今後、押印見直し対象となったものは、原則として年内に政省令や告示の改正を行い、法改正が必要な事項については、2021年通常国会に一括法を提出することを検討中。

## 第三章 地方公共団体の押印見直しに係る取組

国の取組の考え方、基準等をベースにし、先行して取り組んだ地方公共団体の経験も取り込みながら、地方公共団体における押印見直し手順等を整理。

### 押印見直し手順のイメージ



### 地方公共団体の条例等や慣行により求めている押印の見直しの判断基準

#### <押印を求める趣旨の合理性の有無の考え方>

- 登記・登録印によらない押印は、本人確認の手段としての効果は大きくないため、基本的に廃止する。
- 登記印や登録印の押印を求めているものでも、印鑑証明書の提出を求めているいないため印鑑照合を行えない場合には、押印を見直す。
- 制度の趣旨から厳格な確認が必要と考えられる場合には、印鑑証明まで提出を求めることも考えられる。
- 印鑑証明書の提出を求めているものでも、必要以上に求めている場合には、提出を見直すことが考えられる。



### 押印廃止

手続所管部門は関係部門(主に法務部門)と連携し、必要な条例等や様式の改正を行う。迅速かつ効率的な改正のため、条例の一括改正や特例規則の活用などが考えられる。施行日が確定したら、住民へ周知。 ※推進部門は、押印継続となったものについて、手続所管部門との検討・確認プロセスを継続。